

洪水ハザードマップの作成及び改良について

議事(4)

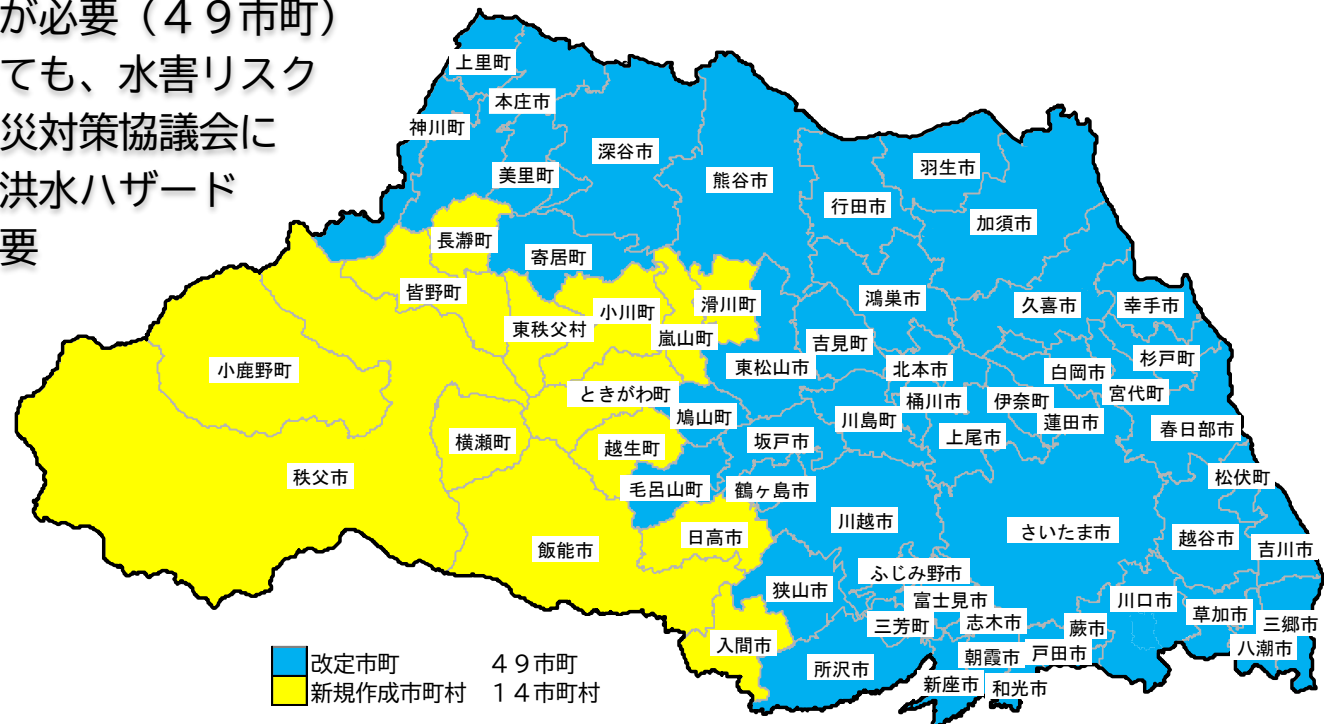
洪水浸水想定区域図等の公表(県) R2.5/26公表 すべての県管理河川における水害リスクを明らかに

- ◇ 水防法に基づき、県管理の18河川を対象に、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を改定・公表
- ◇ 水防法では義務づけがない148の県管理河川についても、水害リスク情報図として独自に作成・公表

洪水ハザードマップの改定・作成(市町村)

- ◇ 洪水浸水想定区域の改定により、従前の洪水ハザードマップの改定が必要(49市町)
- ◇ 新たに14市町村においても、水害リスク情報図の作成により、減災対策協議会における合意事項として、洪水ハザードマップの新たな作成が必要

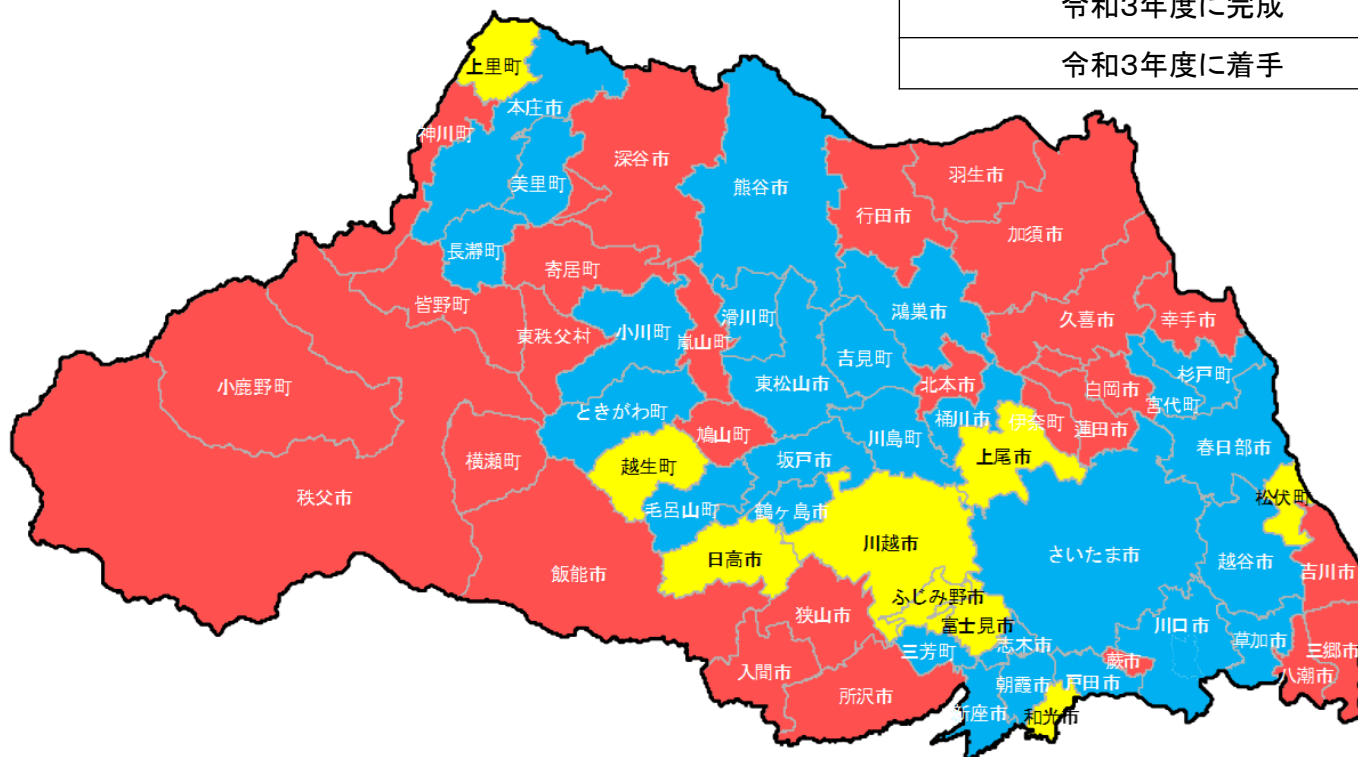
洪水ハザードマップの改定・新規作成



洪水ハザードマップ作成及び改良状況について

洪水ハザードマップの改定・作成(R3.4.30時点)

改定・作成済み (令和3年4月末まで)	27市町
令和2年度に着手 令和3年度に完成	9市町
令和3年度に着手	27市町村



埼玉県知事から市町村長に令和3年度までに作成・改定を要請

河砂第200号

令和2年7月22日

各市町村長 様

埼玉県県土整備部長（公印省略）

洪水ハザードマップの作成や周知・利活用の取組促進について（通知）

県の河川砂防行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「令和2年7月豪雨」では、球磨川が決壊した熊本県をはじめ、九州地方にとどまらず、全国各地で多くの被害が発生しています。

豪雨の激甚化が年々進む中、本県においても、令和元年東日本台風の際を上回る豪雨がいつ起きてもおかしくない状況です。

標題の件については、令和2年4月6日付河砂第19号、各市町村水防担当課長あて埼玉県県土整備部河川砂防課長名にて通知していますが、現下の状況に鑑み、下記のとおり、取組促進の加速をお願いします。

記

1 洪水ハザードマップの作成・改定の加速について

県では令和2年5月26日に、県が管理する河川を対象に、水防法に基づき、洪水浸水想定区域図を指定・公表するとともに、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会における合議に基づき、水害リスク情報図を作成・公表しました。

これらを受け、貴職におかれては、既に洪水ハザードマップの作成・改定を進めていると思いますが、できる限り早急に公表・配布して頂けますよう、検討の加速をお願いします。また、進展を把握するため、公表次第、当職に報告頂けますようお願いいたします。

なお、県においては、河川砂防課内に技術相談窓口を設置し、数値データや図面データの提供のほか、技術的な助言など積極的にサポートを行っています。

参考として、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室による手引きやツールがありますので御活用ください。

・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月）

ハザードマップをより効果的な避難行動に直結する利用者目線に立ったものとするため、従来の各種手引きを統合するとともに改定されています。(別紙1)

・ 水害ハザードマップ作成支援ツール

ハザードマップを市町村職員が直営で容易に作成できるよう、負担軽減を図ることを目的に公表されています。(別紙2)

2 洪水ハザードマップの作成・改定までの当面の措置について

洪水ハザードマップを作成・改定されるまでの間、県が作成・公表した洪水浸水想定区域図等を活用し、住民等に対し、自宅や勤務先、避難所、避難経路などの浸水リスクを周知していただきますようお願いします。

これに資するものとして、洪水浸水想定区域図等を基に、市町村ごとに縮尺を拡大し、高画質とした図面(市町村別水害リスク情報図)を7月中に提供する予定です。

3 洪水ハザードマップ等の周知方法の多様化について

洪水ハザードマップ及び市町村別水害リスク情報図については、住民等に広く周知することが重要であり、そのための方法について以下に例を示すので、積極的な検討をお願いします。

例) ・ 各戸配布や広報紙への掲載

- ・ 公共施設や学校の掲示板及び鉄道やバス車内の広報スペースの活用
- ・ インターネットや地域ケーブルテレビによる配信
- ・ 市街地の電柱などに想定浸水深や実績浸水深の掲示 など

担当：河川砂防課防災担当 佐々木、関口

電話：048-830-5137